

第3回 政策企画会議 会議概要

開催日	2025年3月28日（金曜日）
議 題	令和7年度予算執行方針について
担当部署	企画部財政課

事案の概要

- 令和7年度予算執行方針の内容について、確認する。
（確認事項）
 - ・ 令和7年度の予算執行方針に盛り込む内容について

今後の方向性・結論

- 上記確認事項について了承し、令和7年度予算執行方針について決定する。
また、拡大部長会にて各部長に周知し、各部長あてに依命通達を行う。

各部（室・次・局）長 様

副区長 青山 敬一郎

令和7年度（2025年度）予算執行方針（依命通達）

令和7年度予算は、「にぎわうまち 広がる安心」「発展」と「充実」の未来につなげる予算」とするため、計画に基づく政策及び施設整備、社会の情勢を踏まえた区民生活を基軸とした取組について、限られた財源を優先的に配分している。

令和7年度は、区民ニーズを把握し、時機を逸することなく効果的な政策を打ち出していくため、政策を計画的に、着実に進めていく年となる。区民のための政策を推進し、実効性の向上を図るとともに、円安や物価の高騰により生じた社会不安から区民が安心して生活出来る環境を充実させることが区の責務であり、区民生活に基軸をおいたサービスを展開するため、中長期的な視点を持ち、予算を着実に執行していく必要がある。

区の財政状況に目を向けると、令和7年度予算における歳入一般財源は、当初見込みを上回る995億円となった一方、歳出一般財源充当事業費は、物価高騰の影響もあり、令和6年度予算と比較して10億円増の902億円となり、一般財源による基金積立を着実に行うなど、財政運営の考え方に合致した予算編成を行った点も踏まえ、健全な財政状況と言える。

我が国の経済は緩やかに持ち直している一方、個人消費は底打ちとなっており、賃金と物価の上昇が定着しつつある現在、区民が豊かさを実感できるよう、今後も状況の把握に努め、必要な対策を講じていかなければならない。今年度予算の執行にあたっては、現行の中野区基本計画の最終年度であることを意識し、精緻な計画を立案しつつ、区を取り巻く経済状況を十分注視し、執行方法について十分に工夫し、歳出の抑制に努めるとともに、自主財源及び特定財源等の歳入の確保にもこれまで以上に努めていく必要がある。

また、次年度の予算編成に向けては、次期の基本計画及び中野区区有施設整備計画の策定を見据え、経常的な事業を含めて執行状況を確認し、事業の効果を改めて検証し、経常経費の増大を抑制するため、事業の抜本的な見直し・廃止も検討していく必要がある。さらに、後年度負担が発生する事業については、今年度の事業実績に基づいて、次年度以降負担しなければならない経費について精査し、将来的な負担軽減が図れるような方策がないか検討していく必要がある。

また、予算は区議会の議決を経て成立することを認識するとともに、行財政運営の公平性や透明性を確保する監査等の指摘や区財政の現状と課題を職員に周知徹底し、下記の事項に留意をして、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命により通達する。

記

1 歳入について

- (1) 国・都支出金等については、事前に関係機関と協議し確実に交付を受け、歳入の確保に努めること。また、これらに係る関連通知・要綱等の内容を精査・分析して、制度の運用実態を十分に把握し、事業の組み立てや執行方法の工夫等により、更なる活用を進めること。また、制度改正等の情報についても注視し、的確に把握すること。

なお、通知・要綱等については、全庁フォルダに登載し情報の共有化を図るほか、制度の変更に関する情報収集にも努め、財政課ほか関連部署へ情報提供を行うこと。

- (2) 特別区民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の公債権、各種貸付金や区営住宅使用料等の私債権については、別途通知する令和7年度債権管理方針に従い、年間徴収計画による計画的な徴収に一層努めること。また、債権管理対策会議において定期的に取り組内容を検証・改善し、収入率向上と未収金の発生抑制に取り組むこと。
- (3) 事業計画までに期間がある未利用地や未利用施設などの区有財産の活用を検討し、歳入確保に努めること。
- (4) その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、区有財産の活用や広告収入事業の拡充、森林環境譲与税や各種団体等が実施している補助制度の利用等、新たな財源の確保にも努め、増収に向け最大限の努力を行うこと。

2 歳出について

- (1) 実施予定の全事業について、実施後に客観的な効果の検証、見直し改善が行えるよう、コストの把握分析方法や、効果の数値化などを予め計画し進める努力を行うこと。
- (2) 事業の執行にあたっては、予算の目的に沿った内容となっているか、法令等

に適合した内容となっているかなど、確認を徹底するとともに、区民生活に支障をきたすことがないように円滑かつ迅速に取り組むこと。

- (3) 新規及び拡充事業については、(1)に加え、次年度以降に負担しなければならない経費について十分に精査し、負担軽減が図られるよう進めること。また、効果を検証して継続を判断する事業にあつては、これまでの効果を評価・検証し、効果が上がっていない事業については事業廃止への道筋を踏まえた執行とすること。
- (4) 施設の改修・工事等投資的事業の執行にあたっては、計画段階及び実施段階において、施設等の管理・運営方法についても十分検討し、コスト削減、環境対策の工夫を行うこと。また、計画的な事業着手により事業を円滑かつ着実に進めること。
- (5) 国・都支出金等を財源とする事業で、制度変更等により補助金等が廃止、縮小される等、予定した歳入が見込めなくなった場合には、今年度の執行について、財政課と協議を行うこと。また、次年度の予算編成において事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (6) デジタルシフトによる行政サービスの質と生産性の向上を念頭に置いた内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、歳出抑制・節減に努めること。
- (7) 時間外勤務については、職員のワーク・ライフ・バランス実現の趣旨を踏まえ、業務の進行管理や執行の工夫を徹底することにより、時間数の縮減に努めること。また、週休日や休日に勤務を命ずる必要があった場合は、原則として振替対応とすること。なお、各課において手当が不足する場合は部内で調整すること。
- (8) 区有施設における光熱水費の使用については、物価高騰の状況を十分に踏まえ、節電等の対策をこれまで以上に徹底することにより、使用量の縮減に努めること。施設の管理や運営を委託している場合（指定管理制度を含む）も、委託事業者に対して節電等の対策の徹底に努めるよう指導等を行うこと。
- (9) 財政援助団体等について、運営状況を的確に把握するとともに、効率的・効果的な事業執行に努めるよう、適切な助言・指導等を行うこと。
- (10) 新規及び拡充事業の実施や事業内容の変更等の際は、適宜適切な議会報告を行い、理解を得た上で、事業を進めること。後年度も含めて多額の支出を要する事業内容の変更等の際は、財政課等関係所管と十分調整すること。
- (11) 予備費は、緊急かつ軽微なものに充用することが原則であり、当初予算編成以後に生じた新たな課題については、補正予算で対応することを原則とする。

3 執行管理について

(1) 財政執行管理

事業実施にあっては、全事業の執行の規模や時期、方法について、見直しや工夫ができないか検討し、歳出の抑制に努めること。各部長は事業の進行管理を強め、的確なマネジメントを行い、事業の進捗に問題が生じた場合等は、速やかに企画部に報告すること。企画部は各部の執行状況等の把握に努め、事情変化等によって軌道修正を要する場合は、速やかに政策調整会議等で確認及び調整を図ること。

各部の執行状況について、別途企画部が指定する方法により、各部に報告を求めるとともに、内容について調整する場を設け、全庁的なマネジメントを行う。

(2) 予算の配当

ア 政策的・財政的に全庁的な観点から進行管理を要する事業（ア）初度調弁に係わる事業、（イ）政策調整会議等で方向性の確認や事業の進捗状況の確認を要する事業＝配当管理事業）を企画部が別途指定する。当該事業については、予算の配当戻しを行い、必要に応じて政策調整会議等で方向性の確認を行いつつ、事業の進捗に応じて予算の配当を行う。

イ 契約落差及び事業未執行による残額は、他の事業に使わないこと。契約落差等の残額（予算額と契約額（執行額）との差額）については、随時配当戻しを行う。

(3) 予算の流用

流用においては、一般会計にあっては各節の間に、特別会計にあっては各目の間及び各節の間において相互にこれを流用することができるとしており、課を超えた流用は予算総則で定めた人件費に限っていることから、流用処理に際し、留意すること。

(4) 財政課との調整

次のいずれかに該当する場合は、時機を逸することなく財政課と協議を行うこと。なお、協議にあたっては、各部庶務担当課が内容の確認と取りまとめを行った上で、財政課との調整を行うこと。

ア 次年度の事業者選定を企画提案公募で行う事案のうち、予算調製に先立って募集を行うもの。

イ 令和7年度予算で計上額がゼロであり、翌年度以降の債務負担行為を設定している事業で、次年度予算調製に先立って契約行為を行うもの。

ウ 新築・改築・大規模改修等の施設整備における基本方針、基本計画、基本

設計、実施設計等は建築経費に影響を及ぼすものであり、計画等を策定する段階から政策調整会議等で議論を行い、適宜財政課と協議を行うこと。

エ 事業の進捗に問題が生じた場合や特定財源の収入見込みが不確実な場合等で、財政運営上に問題が生じる恐れがあるもの。

オ 国・都補助金等の特定財源で、他課が所管する事業も対象となる横断的な補助制度(包括的な交付金等)に係わる事案については、財政課と協議の上、情報提供や集約方法の確認等事務手続を適切に行うこと。

カ 配当管理事業として財政的な観点から進行管理を行うもの。

キ 予算の流用及び同目内同節の執行計画の変更に係わる事案や国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案、債務負担行為が設定されている事案の予算執行起案や非定例的な補助金の交付事案等、中野区事案決定規程で協議・審査が定められているもの。その他、予備費充用や所属替、追加配当などの予算管理に係るもの。

ク 予算編成後の事情変化により、補正予算の必要が生じる可能性のあるもの。

(5) その他

ア 入札・契約手続き及び情報システムの調達にあたっては、事業執行に支障をきたすことのないよう、計画的に手続きを進めること。

イ 社会資本総合整備計画及び地方創生臨時交付金の交付対象に係る事案については、関係所管と十分調整すること。

ウ 一度に多額の支出を要する事業の執行に際しては、支出時期について会計室と調整すること。